

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日、同社における資格喪失日に係る記録を40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については2万円、申立期間②については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月1日から同年10月5日まで
② 昭和40年6月21日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、昭和36年3月10日から平成15年5月31日まで、B社及びその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和39年9月1日にB社C支店からA社に異動、40年7月1日に同社からB社D工場に異動）し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和39年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万円、申立期間②の標準報酬月額については、40年5月の同被保険者原票の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付す

る義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛媛厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、昭和36年3月10日から平成15年5月31日まで、B社及びその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和38年6月1日にB社C支店からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛媛厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで
夫は、申立期間頃、A社C営業所から同社D営業所に異動した。申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和34年10月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」に、申立人の転勤年月日が昭和34年9月21日と記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を資格喪失日として記録した

とは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所に届けたと推認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年1月まで
昭和59年頃、父親から私の年金手帳が送られてきて、私が20歳になった42年*月から私の国民年金保険料を納付していたと聞いた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年2月頃であると推認できる上、申立人が所持する年金手帳に記載されている「はじめて被保険者となった日」は、同年2月3日と記されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できず、当該期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 20 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 27 日から 40 年 1 月 1 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたとする事業主の親族の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 58 年 4 月 27 日に解散していることが同社の閉鎖登記簿謄本から確認できる上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、同社において社会保険事務を担当していたとする者とは連絡が取れないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に、申立人の記録は無く、申立期間①の期間において、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 39 年 12 月末までB社に勤務していた旨を申し立てているが、同社は、平成 19 年 12 月 31 日に解散していることが同社の商業登記簿謄本から確認できる上、同社の元事業主は、「申立期間②当時の資料等は何も残っておらず、申立人の在籍期間は不明であ

る。B社の従業員の雇用形態にパート、アルバイト等の区別は無く、退職日をもって社会保険の被保険者資格を喪失させていたため、雇用関係が継続している者について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることは考えられない。」旨を証言しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和39年9月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、被保険者資格の喪失日が訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。